

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は5月下旬から6月初旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

〔政策〕

○「石油化学産業調整・振興計画」
(国務院弁公庁、2009年5月18日
公布・実施)

国際金融危機対策として発表された10大産業振興計画の1つで、2009年～2011年に実施される。目標は、①生産量の安定成長(2001年までに原油加工量4億500万トン、精製油2億4750万トン、エチレン1550万トンへ)、②農業用資材の保障能力増強(2001年までに化学肥料の生産量6250万トン、原料原産地生産比率60%へ)、③産業立地の合理化(長江デルタ、珠江デルタ地区、環渤海地区で3～4カ所の2000万トン級石油精製、200万トン級エチレンの生産基地を建設)、④製品構造の改善(2009年にガソリン、2010年にディーゼル油を国Ⅲ標準に転換、2011年に軽質油回収率75%へ)、⑤技術進歩の加速(ブチルゴム等を産業化、1000万トン級石油精製、100万トン級エチレン、大型石炭アンモニア等のプラント技術・設備を国産化)、⑥省エネ・排出削減での成果(工業付加価値単位当たりエネルギー消費量を12%以上、汚水・二酸化硫黄・粉塵等を6%以上削減)。

○「軽工業調整・振興計画」(国務
院弁公庁、2009年5月18日公
布・実施)

同じく10大産業計画の1つ。政策措置は、①「家電下郷」の財政補助対象品種の拡大、②一部製品の増値税輸出還付率の引き上げ、③加工貿易禁止類・制限類目録の調整、④農産物貯蔵問題の解決(食糖、紙・紙パルプ、濃縮リンゴジュースなど)、⑤技術革新・改造の強化、⑥金融支援の拡大、⑦中小企業支援、⑧産業政策による誘導の強化(発酵、食糧・油脂、皮革、電池、照明器具、日用ガラス、農業用フィルムの参入条件を制定)、⑨合併・買収の奨励、⑩業界団体の役割発揮。

○「国務院の『国家発展改革委員
会の2009年経済体制改革深化
業務に関する意見』の認可・発
布に関する通知」(国発[2009]5
月19日発布・実施)

2009年の経済体制改革の項目と担当部門についての通知。税制改革については、①増値税転換改革の全面的実施、②内外資企業・個人の都市建設維持保護税、教育費付加等の税制統一、③総合課税と分離課税を結合した個人所得税制の研究・推進、④環境税・費用の整理及び環境税徴収の研究、⑤不動産税制改革の深化及び不動産税(原文は「物業税」)徴収の研究があげられている。

〔規則〕

○「国家税務総局の企業制度改
革・資産組換契稅政策の若干の
執行問題に関する通知」(国税発
[2009]89号、2009年4月28日
発布・実施)

企業再編における契稅(不動産登録稅)の扱いを示した財稅[2008]175号通知(本誌2009年1月14日号をご参照)の補足通知。①出資持分譲渡では、譲渡後に企業法人が存続する場合に上記通知を適用する、②出資持分譲渡、合併、分割の対象企業は会社制企業で、株式会社と有限責任公司を指す、など。

○「財政部、国家税務総局の企業
清算業務企業所得稅處理の若
干の問題に関する通知」(財稅
[2009]60号、2009年4月30日
発布、2008年1月1日実施)

企業が清算する場合の企業所得稅の課稅基準に関する通知。①清算企業の出資者に分配される残余財産に未処分利益と積立金が含まれる場合、出資比率で計算した金額を配当所得として認識する、②残余財産から配当所得を控除し、出資額を上回るまたは下回る部分を譲渡所得または損失として認識する、③清算企業から分配される財産は、

○「国家税務総局の企業所得税の 税収優遇管理問題に関する補充 通知」(国税函[2009]255号、 2009年5月15日発布・実施) ○「国家税務総局の個人の賃金・ 給与所得と企業の賃金費用支出 の照合強化問題に関する通知」 (国税函[2009]259号、2009年5 月15日発布・実施) ○「商務部・税関総署公告 2009 年 第 37 号(2009 年加工貿易禁止 類商品目録公布)」(2009 年 6 月 3 日公布・実施) [地方政府規則] ○「北京市人民政府の『多国籍会 社の北京での地域本部設立奨 励に関する規定』の印刷・発布に 関する通知」(2009 年 5 月 21 日 発布、同年 1 月 1 日施行)	現在の金銭交換価額または実際の取引価額で税額基準を確定する、 など。 企業所得税法と国务院規定に定められる以外の企業所得税の優遇 は、一律に届出登記を行うとした通知。具体的な規則については、各 省・自治区・直轄市、計画単列市の国家税務局と地方税務局が定める としている。 地方の国家税務局と地方税務局に対し、それぞれが把握する企業の 賃金支出額と源泉徴収・納付した個人所得税額を照合するよう指示し た通知。今年 7 月までに国家税務局が地方税務局に情報を提供し、地 方税務局が照合を行い(2009 年の照合対象企業は納税企業総数の 10%以上)、その差が大きい場合は税務調査を行うとしている。 2009 年版の加工貿易禁止類商品目録公布の公告。2008 年版の目録 では 1816 品目だったが、今年 2 月と 3 月に一部金属鉱砂、化学原料、 皮革製品などが目録から除外されたため、1759 品目となっている。目 録については、商務部の HP(下記)をご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200906/20090606300331.html 北京市の多国籍会社地域本部に関する規定。2009 年 1 月 1 日以降に 北京に登録設立したか移転してきた地域本部認定企業を対象に、奨励 を与えるもの。①登録資本 1 億元以上の場合、登録資本の金額により 資金補助を 3 年に分けて交付する、②オフィスを賃借する場合、3 年連 続で補助を交付する、③オフィスを建設または購入する場合、一括補助 を交付する(地域本部が設立した研究開発センターも対象)、④2009 年 度以降に営業収入が 1 億元を超えた場合、営業収入の金額により資金 奨励を 3 年に分けて交付する、⑤地域本部の 1 名の主要責任者に対し て、2009 年 1 月 1 日から連続 3 年間、市政府の名義で奨励金を交付す る(本奨励金は個人所得税が免除)、など。
---	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**国務院 外需安定の6措置を発表**:温家宝首相は5月27日、国務院の常務会議で、外需を安定させるための6項目の措置を発表した。外需縮小に伴う輸出の減少が中国の経済成長における最大の難題とし、外需安定と内需拡大の為の対策を組み合わせることで、国際金融危機が中国に与える影響を最小限に止める目的としている。具体的には①輸出信用保険制度の改善、②輸出税収政策を改善、優位性のある製品の輸出促進、③輸出入企業に対する融資促進、④企業の輸出関連費用の負担軽減、⑤徴税と通関政策を改善、加工貿易製品の内販切り替え手続きの円滑化、⑥中国企業の海外進出支援、から成る。

◆**「中国エネルギー発展報告2009」今年のエネルギー市場は引き続き需給緩和**:国家エネルギー局は25日、「中国エネルギー発展報告2009」と題して初のエネルギーを発表。08年前半の中国のエネルギー市場は、需要が供給を上回りエネルギー価格が急騰したものの、第3四半期以降、世界金融危機の影響で需給状況は一転し、生産過剰、在庫増加により供給価格は急落したと分析。生産過剰の状況は09年第1四半期に入っても解消されず、価格下落に伴い、石炭、発電、電力輸送関連企業の利益が圧迫されていると指摘した。一方、景気対策を受けて、エネルギー需要の回復の兆しも見られ、09年第1四半期の石炭消費量は6.49億トンで、前年同期比+2.69%。電力消費量は7,810億kwh、前年同期比▲4.02%となったものの、減少率は前期に比べて1.98%縮小した。09年のエネルギー市場動向については、「景気減速により短期的なエネルギー需要が減少する一方、生産能力は引き続き増加傾向にあるため、需給は更に緩和」との予測を示している。また、今後のエネルギー産業の発展には利用効率が低い等の構造的な問題もあるとし、解決に向けて政府は既に新エネルギー産業振興計画を策定しており、近期中に発表予定という。

【産業】

◆**「食品安全法」が施行**:6月1日より、中国の「食品安全法」が施行された。食品問題が頻発する中、政府の関連部門が協同で監督管理を強化する一方、食品関連業者の道德意識と責任感を喚起し、食品安全問題の再発防止を目指す。同日、関連部門が発表した各部門の機能は次の通り。①衛生部:食品安全の国家基準と食品安全リスクの審査委員会設立、食品安全情報の発信システムの導入、②農業部:農業関連用品の安全使用制度の策定、農家に対する農業知識、技術の教育、③国家質量監督検閲検疫局:生産・加工過程及び輸出入段階の全面的且つ厳格な品質監督管理、④国家工商行政管理総局:食品業界への参入許可と登録手続きの厳格化、⑤国家食品薬品监督管理局:無許可営業等の違法経営に対する厳格な措置の実施。

【貿易・投資】

◆**北京市 新たな多国籍企業地域本部の奨励政策公布**:北京市政府は5月27日、「多国籍企業地域本部を北京に設立することを奨励する若干の規定」を発表。2009年1月1日に遡って実施し、同時に現行の奨励政策を廃止する。今年1月1日以降、新規設立或いは北京に転入した登録資本1億人民元以上の多国籍企業地域本部に対する開業補助金支給のほか、オフィス・レンタル、オフィス購入・建築に対する補助金の支給、経営範囲の拡大等の優遇措置を明確にした。また、多国籍企業地域本部の高級管理職、技術者等に対する就業ビザの条件緩和等の内容も盛り込まれている。6月を目処に別途、実施細則を発表予定。現在、北京には多国籍企業地域本部の機能を有する外商投資性会社が121社設立されており、出資国は日本、米国、EU、業種は電子、電信、機械等に集中している。(今週号のEXPERT VIEWご参照)

◆**国務院「深圳市総合改革案」を承認**:先頃、国務院は「深圳市総合改革案」を承認した。記者会見に拠ると、同改革案は2007年10月の第17回全人代で可決した「珠江デルタ地域改革発展計画(2008-2020)」の一環として、行政管理、経済、社会等6つの分野に亘る深圳市の改革計画が盛り込まれている。なお、経済では、香港との連携を加速することで、金融、物流、貿易、企業革新、文化創造のグローバルセンターを建設し、広東、香港、マカオを含む華南地域の国際競争力の向上を目指すという。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	前日比	前日比	前日比	前日比	前日比	前日比	前日比
2009.5.25	6.8230	6.8230~6.8242	6.8238	0.0006	7.1841	-0.0621	0.8803	0.0000	9.5360	0.0140	0.9500	2739.40	13.02
2009.5.26	6.8280	6.8270~6.8345	6.8306	0.0068	7.2076	0.0235	0.8814	0.0012	9.4802	-0.0558	0.9600	2716.86	-22.54
2009.5.27	6.8345	6.8280~6.8372	6.8281	-0.0025	7.1556	-0.0520	0.8808	-0.0006	9.5386	0.0584	0.9600	2763.54	46.68

RMB レビュー&アウトLOOK

今週の人民元は、週初は前週末とほぼ同水準で寄り付き小幅な値動きとなったが、翌26日に中銀基準値が前日比50ポイント安となる6.8285で発表されたことを受け、市場取引値も月末のドル資金需要による米ドル買いも巻き込みながら、約1ヶ月振りの安値となる6.83台半ばまで下落。翌27日も中銀基準値が2営業日連続で大幅安に設定されたことから、寄り付き直後に週間安値6.8372を示現した。然しながら、市場では元安方向の中銀基準値設定をもって人民元安誘導への政策転換とは捉えられておらず、来週のガイトナー米財務長官訪中に向けた調整との見方が大勢であり、27日も引けにかけて前営業日からの俄か人民元ショートポジションの巻き戻しが優勢の展開となり再び6.82台まで上昇し越月した(28、29日は端午節のため、中国市場休場)。来週は31日から6月2日までガイトナー米財務長官が訪中し、米中戦略経済対話再開にむけた意見交換が行われる予定。これまで要人訪問中の為替相場は小動きとなるケースが多く、来週の人民元相場は小幅な値動きとなるのが予想されるが、今週人民元が一段安となったことを受け、小幅反発となる可能性も残るものと考えられる。(5月29日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくご依頼申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。